

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

「2 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方」からの 更正の請求書・修正申告書作成編



既に提出した所得税及び復興特別所得税の確定申告の申告額に誤りがあった場合で、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出する更正の請求書や申告をした税額等が実際より少なすぎた場合や還付される税金が多すぎた場合に、これらの金額を正しい額に訂正するために提出する修正申告書の作成の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

更正の請求書・修正申告書作成編

1	作成開始	1
2	「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー」画面	3
3	「生年月日等入力」画面	4
4	「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面	5
4.1	更正の請求・修正申告前の課税額の確認	5
4.2	「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（分離課税の所得の詳細）」画面が表示される場合	12
4.3	「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（源泉徴収税額の内訳）」画面が表示される場合	14
4.4	「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（住宅税制の内訳）」画面が表示される場合	15
5	「追加訂正等項目の選択」画面	16
6	「更正の請求・修正申告額の入力」画面	17
6.1	「更正の請求・修正申告額の入力」画面について	17
6.2	更正の請求・修正申告額の入力方法について	18
6.3	更正の請求・修正申告額の入力終了	19
7	「更正の請求・修正申告内容の見直し」画面	20
8	「更正請求内容・修正申告内容の確認」画面	21
9	「更正の請求をする理由等の入力」画面	23
10	「修正申告によって異動した事項の入力」画面	25
11	「財産債務調書の作成」画面	26
11.1	「財産債務調書」を作成する場合	26
11.2	「財産債務調書」の作成	27
12	「住所・氏名等入力」画面	28
13	「マイナンバーの入力」画面	29

更正の請求書・修正申告書作成編

1 作成開始

所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

- ① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」をクリックしてください。

- ② 税務署へ更正の請求書又は修正申告書を提出する際の提出方法を選択します。「e-Taxで提出 マイナンバーカード方式」ボタン、「e-Taxで提出 ID・パスワード方式」ボタン又は「印刷して提出」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

以降は画面の案内のとおり入力をして、③の画面に進みます。

なお、「e-Tax で提出 マイナンバーカード方式」又は「e-Tax で提出 ID・パスワード方式」を選択する場合の操作手順書として「(共通) e-Tax を送信するための準備編」があります。

国税庁
令和元年分 更正の請求書・修正申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③ ☒ 令和元年分 ☐ 平成30年分 ☐ 平成29年分 ☐ 平成28年分 ☐ 平成27年分

令和元年分の申告書等の作成

所得税の更正の請求書・修正申告書 ③ 作成開始

決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書） 作成開始

消費税の更正の請求書・修正申告書 作成開始

贈与税の更正の請求書・修正申告書 作成開始

[トップ画面へ戻る](#)

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ③ 平成 27 年分から令和元年分の 5 つのラジオボタンの中から、作成する更正の請求書・修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンをクリックしてください。

※ この操作の手引きでは、「令和元年分」の所得税の更正の請求書・修正申告書の「作成開始」を選択した場合の説明をしています。

更正の請求書・修正申告書作成編

2 「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー [よくある質問](#) [ご利用ガイド](#)

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

更正の請求とは、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出できる場合がある手続です。
修正申告とは、既に提出した確定申告書の申告額に誤りがあった場合で、申告をした税額等が実際より少なかったときに、これらの金額を正しい額に訂正するための手続です。
なお、画面の案内等に従って該当の所得等を入力すると、最終的な税額等の計算結果から、更正の請求が修正申告かが判定され、その計算結果に適した帳票等が作成されます。

[→ 確定申告書データ、作成方法等について](#)

1 令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方

※ 更正の請求・修正申告の金額等に確定申告書データを利用するため、入力項目を省略できます。

 r1.data

→ 確定申告書データ利用

2 令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方

→ 作成開始

[お問い合わせ](#) | [個人情報保護方針](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#) Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

画面右のボタン「2 令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方」と記載されたボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

3 「生年月日等入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告 前の課税額の入力 追加訂正等 項目の選択 更正の請求・修正 申告額の入力 更正の請求・修正申 告の内容入力 住所・氏名 等入力

生年月日等入力

作成する更正の請求書・修正申告書の提出方法

※ ☒ e-Taxにより税務署に提出する。
☐ 印刷して税務署に提出する。

生年月日等入力

青色申告の承認

① ☐ 税務署から青色申告の承認を受けている場合はチェックをしてください。

※ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告です。

申告される方の生年月日（必須）

※ 年 月 日

※ 入力した生年月日は、更正の請求書・修正申告書等への表示や控除額の計算に
 ます。

< 戻る ② 入力終了(次へ) >

※ 利用者識別番号の取得
 や利用者識別番号から情
 報を検索した後に、続け
 て更正の請求書・修正申
 告書の作成を行っている
 場合は、提出方法及び生
 年月日が入力された状態
 で表示されます。
 変更・訂正する場合や
 空欄の場合には、入力が
 必要です。

- ① 更正の請求書・修正申告書を作成する年分について、青色申告の承認を受けている場合、チェックをしてください。
- ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

【更正の請求・修正申告前の所得金額や所得控除の額などの入力2】

分離課税の所得				
所得の種類		収入金額	所得金額	
土地建物等の譲渡所得	短期譲渡	一般分 (シ)	(59)	
		軽減分 (ス)	(60)	
	長期譲渡	一般分 (セ)	(61)	
		特定分 (ソ)	(62)	
一般株式等の譲渡所得等		(チ)	(64)	
上場株式等の譲渡所得等		(ツ)	(65)	
上場株式等に係る配当所得等		(テ)	(66)	
先物取引に係る雑所得等		(ト)	(67)	
退職所得		(ニ)	(69)	

表示内容のクリア

< 戻る 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 確定申告書第三表の控えなどを基に、分離課税の所得金額などを入力してください。
- ② 株式等の譲渡所得等や先物取引に係る雑所得等の入力については、このリンクをクリックして入力します（「株式等の譲渡所得等」画面の入力方法は P10、「先物取引に係る雑所得等の入力」画面の入力方法は P11 に掲載していますので、ご参照ください。）。
- ③ 全ての入力が終了しましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

※ 分離課税の所得及び前年からの繰越損失がない場合には、P14「4.3 『更正の請求・修正申告前の課税額の入力（源泉徴収税額等の内訳）』画面が表示される場合」へ進んでください。



「」をクリックすると、その項目に関連する情報（よくある質問）をご覧いただけます。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目 1 ー寄附金控除、政党等寄附金等特別控除ー】

P5 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で「寄附金控除」又は「政党等寄附金等特別控除」をクリックすると以下の画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー [よくある質問](#)

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

1. 更正の請求・修正申告前に適用した寄附金に係る所得控除額、税額控除額を入力してください。

控除		金額
① 所得控除	寄附金控除額	円
税額控除	政党等寄附金等特別控除額	円

2. 1の税額控除の内訳を以下に入力してください。

種類	各計算明細書の該当番号	税額控除適用額(注)
② 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書	㊦	円
認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書	㊧	円
政党等寄附金特別控除額の計算明細書	㊨	円

※ 同一種類の寄附金を所得控除と税額控除の両方で適用することはできません。

(注) 税額控除を適用している場合、税額控除の各計算明細書をご参照いただき、該当する税額控除に金額を入力してください。

< 戻る ③ 入力終了(次へ) >

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 確定申告書第一表及び第二表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の寄附金に係る所得控除額、税額控除額を入力してください。
- ② ①の「税額控除」欄に入力する場合は、各税額控除の計算明細書の税額控除適用額を参考にしてください。
 なお、各税額控除の計算明細書の税額控除適用額が、0円と記載されている場合も、適用を選択している計算を行うため、0円と入力してください。
- ③ 入力が終わりましたら、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目 2（1）－本年分で差し引く繰越損失額等－】

P5「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で「本年分で差し引く繰越損失額」をクリックすると以下の画面が表示されます（上場株式等の譲渡損失や先物取引の差金等決済に係る損失については、この画面では入力しません。「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面の「上場株式等の譲渡所得等」、「先物取引に係る雑所得等」のリンクをクリックして入力してください。）。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

本年分で差し引く繰越損失額等の入力

※ 入力例はこちら

提出（送信）した申告書等様式の選択

更正の請求・修正申告前の申告等において提出した損失申告用の申告書等様式を以下から選択してください。

① ☒ 申告書（損失申告用）第四表
☐ 申告書（損失申告用）第四表及び第四表付表

※ 更正の請求書・修正申告書の申告等において、本年分において生じた居住用財産に係る通算後譲渡損失の額を翌年に繰り越す申告等をした方は、「申告書（損失申告用）第四表」を選択してください。

前年分繰り越された損失額

更正の請求・修正申告前の申告等において提出（送信）した申告書（損失申告用）第四表等を基に、以下の項目を入力してください。

1 本年分で差し引く繰越損失額等の入力

更正の請求・修正申告前における、純損失、居住用財産に係る通算後譲渡損失の繰越損失の前年分までの所得から差し引くことができなかった損失額と、翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額を、それぞれ入力してください。

		前年分までに引ききれなかった損失額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額
平成28年分 (3年前)	山林以外の所得の損失 (平成28年が青色の場合)		
	被災事業用資産の損失(山林以外) (平成28年が白色の場合)		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失		
	雑損失		
平成29年分 (2年前)	山林以外の所得の損失 (平成29年が青色の場合)		
	被災事業用資産の損失(山林以外) (平成29年が白色の場合)		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失		
	雑損失		
平成30年分 (1年前)	山林以外の所得の損失 (平成30年が青色の場合)		
	被災事業用資産の損失(山林以外) (平成30年が白色の場合)		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失		
	雑損失		

- ① 更正の請求・修正申告前の申告等において提出した損失申告用の申告書等様式を選択してください。
- ② 前年分以前から繰り越された純損失の額、居住用財産に係る通算後譲渡損失の額及び雑損失の額について、申告書第四表の控えなどを基に入力してください（この画面では令和元年分の申告書（損失申告用）第四表の場合を表示しています。作成される年分及び申告書等様式によって表示される項目が異なります。）。

（⇒次ページへ続く）



画面上部の「入力例はこちら」（※の部分）をクリックすると、この画面の具体的な入力例が確認できますので、ご参照ください。

【別画面で入力が必要な項目 2（2）－本年分で差し引く繰越損失額等－】

2 翌年分へ繰り越す本年分の損失額の入力

更正の請求・修正申告前における、令和元年分の純損失、居住用財産に係る通算後繰越損失や雑損失の翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額を、それぞれ入力してください。

青色申告者の損失 (第四表(二)の(72)の金額)	円
居住用財産に係る通算後繰越損失 (第四表(二)の(73)の金額)(※)	円
被災事業用資産の損失(山林以外) (第四表(二)の(79)の金額)	円
雑損失 (第四表(二)の(84)の金額)	円

※ 「居住用財産の繰越損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和元年分）【租税特別措置法第41条の5用】」の⑧の金額又は「特定居住用財産の繰越損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和元年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】」の⑧の金額を入力してください。

< 戻る ④ 入力終了(次へ)>

入力内容をクリア

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ③ 翌年分へ繰り越す本年分の損失額について、申告書第四表の控えなどを基に入力してください。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目 3 一般株式等の譲渡所得等】

P5 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で「一般株式等の譲渡所得等」又は「上場株式等の譲渡所得等」をクリックすると以下の画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー [よくある質問](#)

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

株式等の譲渡所得等

【ご利用に当たっての留意事項】
株式等の譲渡所得等について、更正の請求書・修正申告書作成コーナーを利用して更正の請求書・修正申告書を作成できる方は、一定の方に限られます。[こちら](#)をクリックして、作成できるかどうかを必ずご確認ください。

株式等の譲渡所得等について、確定申告書（その後修正申告等がなされている場合は、直前のその申告書等）の控え等を参照して、以下の項目に必要な金額を入力してください。

1 株式等の譲渡所得等の収入金額及び所得金額
（申告書第三表から転記する場合には、下表の記号・番号に対応する申告書第三表の記号・番号の金額を入力してください。）

		収入金額	所得金額
① 一般株式等の譲渡	(チ)	円 (64)	円
上場株式等の譲渡	(ツ)	円 (65)	円

2 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額
（申告した「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」控えの2面の⑧、⑨、⑩の金額を入力してください。）

	② 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成28年分）	円
本年の2年前分（平成29年分）	円
本年の前年分（平成30年分）	円

3 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額
（申告した「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」控えの2面の(11)の金額を入力してください。）

③ 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 円

④

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 株式等の譲渡所得等について、申告書第三表の控えなどを基に入力してください（画面の（チ）や（64）などの記号や番号は、申告書第三表の記号や番号に対応しています。）。
- ② 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額について、申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）の控えなどを基に、各年分の損失の額を入力してください（この画面では令和元年分の場合を表示しています。作成される年分によって表示される項目が異なります。）。
- ③ 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額について、申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）の控えなどを基に入力してください。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目 4－先物取引に係る雑所得等－】

P5「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で「先物取引に係る雑所得等」をクリックすると以下の画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー [よくある質問](#)

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

先物取引に係る雑所得等の入力

先物取引に係る雑所得等について、確定申告書（その後修正申告等がなされている場合は、直前のその申告書等）の控え等を参照して、以下の項目に必要な金額を入力してください。

① 収入金額 円 (申告書第三表から転記する場合には、(ト)の金額を入力してください。)

所得金額 円 (申告書第三表から転記する場合には、(67)の金額を入力してください。)

申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の控え等を参考に以下の項目を入力してください。

②	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 入力例はこちら	災害、盗難若しくは横領による損失額のうち、前年分までの所得から差し引くことができない、本年に繰り越された損失の額（先物取引の繰越損失だけの場合は、入力不要です。）
平成26年分（5年前）		(注) 円
平成27年分（4年前）		(注) 円
平成28年分（3年前）	円	円
平成29年分（2年前）	円	円
平成30年分（1年前）	円	円

(注) 平成26年分及び平成27年分は、東日本大震災の被災者の方で、特定繰越損失がある場合にのみ入力してください。

翌年以後に繰り越される損失額がある場合には以下の項目を入力してください。
(申告書第三表から転記する場合には、(91)の金額を入力してください。)

翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ③ 円

< 戻る ④ 入力終了(次へ) >

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ② 先物取引に係る雑所得等について、申告書第三表の控えなどを基に入力してください。
- ② 前年から繰り越された先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の控えなどを基に、各年分の損失の額を入力してください（この画面では令和元年分の場合を表示しています。作成される年分によって表示される項目が異なります。）。
- ③ 翌年以後に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の控えなどを基に入力してください。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

4.2 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（分離課税の所得の詳細）」画面が表示される場合

この画面は、P5「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で、分離課税の所得を入力された場合「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和元年度 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書の作成 申告書の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告書の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告前の課税額の入力（分離課税の所得の詳細）

※ 入力例はこちら

前の画面で入力された分離課税の所得及び総合課税の所得の合計額は次のとおりです。

所得の種類		所得金額
土地建物等の譲渡所得	短期 一般分 (59)	
	短期 軽減分 (60)	
	長期 一般分 (61)	
	長期 特定分 (62)	
	軽減分 (63)	
一般株式等の譲渡所得等 (64)		
上場株式等の譲渡所得等 (65)		100,000
上場株式等に係る配当所得等 (66)		
先物取引に係る雑所得等 (67)		
退職所得 (69)		
総合課税の所得の合計額 (9)		5,228,000

上の表で所得金額が表示された所得及び総合課税の所得について、以下の項目に申告書の控え等を参考に金額を入力してください。

(単位：円)

所得の種類	課税される所得金額	税率
総合課税の所得の合計額 ((9) 対応分)	(70)	(78)
土地建物等の譲渡所得	短期 ((59) 、 (60) 対応分) (71)	(79)
	長期 ((61) 、 (62) 、 (63) 対応分) (72)	(80)
株式等の譲渡所得等 ((64) 、 (65) 対応分) (73)	(81)	
上場株式等に係る配当所得等 ((66) 対応分) (74)	(82)	
先物取引に係る雑所得 ((67) 対応分) (75)	(83)	
退職所得 ((69) 対応分) (77)	(85)	
合計 (86)		0

土地建物等の譲渡所得を申告している場合には、下の表の各区分ごとに「差引金額」を入力してください。
(申告書第三表から転記する場合には、申告書第三表の右側の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」を区分ごとに合計して入力してください。)

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額
短期 一般				
短期 軽減				
長期 一般				
長期 特定				
長期 軽減				

※ 差引金額の入力に当たって、「前年から繰り越された居住用財産の譲渡損失」がある場合には、その損失額を差し引く前の金額を入力してください。

表示内容のクリア

< 戻る 入力終了(次へ)>

- ① P5～6「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した内容が表示されます。
(⇒次ページへ続く)



画面上部の「入力例はこちら」(※の部分)をクリックすると、この画面の具体的な入力例が確認できますので、ご参照ください。

- ② 課税される所得金額と税額を入力します。申告書第三表の控えなどを基に入力してください。
- ③ 土地建物等の譲渡所得を申告している場合には、申告した譲渡所得の特別控除前の金額（収入金額から必要経費を差し引いた金額）を入力してください（申告書第三表の控えから入力する場合には、「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」欄の「差引金額」を区分ごとに入力してください。）。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

4.3 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（源泉徴収税額等の内訳）」画面が表示される場合

この画面は P5～6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で、源泉徴収税額を入力した場合に、表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正の請求・修正申告前の課税額の入力（源泉徴収税額等の内訳）

「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力された源泉徴収税額は、次のとおりです。

源泉徴収税額 ① 189,700円

上記の源泉徴収税額について、その内訳を所得別に入力してください。
 なお、更正の請求・修正申告において、下記の所得の変更をしない場合は、入力を省略することができます。
 源泉徴収税額の内訳を入力する場合は、上記の金額と下の内訳の合計額が一致する必要があります。

※ 「上記以外の所得」欄以外、更正の請求・修正申告前の金額を入力し、上記の金額と「合計」が一致しない場合は、「上記以外の所得」欄にマイナスの金額を入力する等で、「合計」が正しく一致するように調整してください。

項目等	源泉徴収税額
事業所得	円
給与所得	円
上記以外の所得	円
合計	円

表示内容のクリア

< 戻る ③ 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存（作成を中断する場合）

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① P5～6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した源泉徴収税額が表示されます。
- ② 事業所得、配当所得、給与所得、雑所得、株式等の譲渡所得等及び分離課税の配当所得のうち、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した所得が表示されます。①の源泉徴収税額の内訳を項目等の所得別に入力してください。
- ③ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

なお、①に表示されている「源泉徴収税額」と②で入力した金額の合計額が一致しない場合、エラーメッセージが表示されますので、②で入力した内容に誤りがないか確認してください。

確認の結果、①に表示されている「源泉徴収税額」に誤りがある場合は、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面に戻り、正しい「源泉徴収税額」等を入力してください。

更正の請求書・修正申告書作成編

4.4 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（住宅税制の内訳）」画面が表示される場合

この画面は P5 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で、(35)～(37)「住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄に金額を入力された場合に表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等 入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等 項目の選択 更正の請求・修正 申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告前の課税額の入力（住宅税制の内訳）

「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力された住宅税制による税額控除（申告書B様式第一表の35～37欄）の合計額は

① 3,000,000円です

上記の控除額について、その内訳を控除の種類別に入力してください。

※ 「上記以外の控除」欄以外は、更正の請求・修正申告前の金額を入力し、上記の金額と「合計」が一致しない場合は、「上記以外の控除」欄にマイナスの金額を入力する等で、「合計」が正しく一致するように調整してください。

項目等	控除額
住宅耐震改修特別控除	円
住宅特定改修特別税額控除	円
認定住宅新築等特別税額控除	円
上記以外の控除	円
合計	円

②

< 戻る ③ 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存（作成を中断する場合）

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① P5 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した(35)～(37)「住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄の金額が表示されます。
- ② 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除及び上記以外の控除について、①の金額の内訳を入力してください。
- ③ 全ての入力が終わりましたら「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

なお、①の金額と②で入力した金額の合計額が一致しない場合にはエラーメッセージが表示されますので、②で入力した内容に誤りがないか確認してください。

確認の結果、①に表示されている金額に誤りがある場合は、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面に戻り、正しい金額等を入力してください。

5 「追加訂正等項目の選択」画面

「ひらく」をクリックすると下図が表示されます。

⇒ 所得から差し引かれる金額 (所得控除)

とじる

⇒ 収入金額や所得金額

とじる

①

② ひらく

③ ひらく

④ ひらく

⑤ 入力終了 (次へ) >

「ひらく」をクリックすると下図が表示されます。

⇒ 税金の計算 (税額控除)

とじる

「ひらく」をクリックすると下図が表示されます。

⇒ その他 (青色申告特別控除額 など) → 「青色申告特別控除額」にチェックが付けられない場合

とじる

- ① 追加訂正等をする所得を選択してください。
- ② 追加訂正等をする所得控除がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると所得控除の種類が表示されますので、追加訂正等をする所得控除を選択してください。
- ③ 追加訂正等をする税額控除がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると税額控除の種類が表示されますので、追加訂正等をする税額控除を選択してください。
- ④ 追加訂正等をするその他の項目 (例：青色申告特別控除額) がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると選択肢が表示されますので、追加訂正等をするその他の項目を選択してください。
- ⑤ 追加訂正等項目の選択終了後、「入力終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。

※ 更正の請求・修正申告前の入力内容等によっては、追加訂正等ができないものがあります。その場合、グレーで表示され選択できないようになっています。

更正の請求書・修正申告書作成編

6 「更正の請求・修正申告額の入力」画面

6.1 「更正の請求・修正申告額の入力」画面について

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和元年度 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 印刷ガイド

トップ画面 事前準備 申告書の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日 等入力 更正の請求・修正申告 前の課税額の入力 追加訂正等 項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名 等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。
更正の請求・修正申告前に入力した内容についても、更正の請求額が修正申告額を正しく計算するため、再度入力してください。
訂正する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。
入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

項目		更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
不動産所得	収入金額	円		円
	所得金額	円		円
	土地等の取得に要した負債の利子の額	円		円
給与所得	収入金額	円		7,140,000 円
	所得金額	円		5,226,000 円
合計		0 円		円

【所得から差し引かれる金額】(所得控除)

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
社会保険料控除	円		911,304 円
生命保険料控除	円		50,000 円
地震保険料控除	円		21,000 円
勤労学生、障害者控除	円		270,000 円
配偶者控除	円		380,000 円
配偶者特別控除	円		円
扶養控除	円		380,000 円
基礎控除	380,000 円		円
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計	380,000 円		円
医療費控除	円		円
雑損金控除	円		200,000 円
所得から差し引かれる金額の合計額	380,000 円		円

【税金の計算】(税額控除)

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
納める税金	円		200,000 円
還付される税金	円		円

【その他】

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
配偶者の合計所得金額	円		円

追加訂正等項目を再選択する

項目を再選択するボタンをクリックする場合は、入力した金額等を保持し、項目の選択画面に戻ります。

< 戻る 請求額・申告額を計算する >

入力データの一時保存(作成)してください。

入力データの一時保存(作成または更新)する場合は、

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ 「<戻る」ボタンをクリックすると、P16「5 『追加訂正等項目の選択』画面」に戻りますので、追加・訂正する項目を再選択することができます。
なお、削除する場合は、この画面で入力した全ての項目について削除されますのでご注意ください。

- ① P5～6「4 『更正の請求・修正申告前の課税額の入力』画面」において入力した項目(所得金額の合計額や基礎控除額など自動的に計算する項目は表示されません。)と、P16「5 『追加訂正等項目の選択』画面」で選択した項目が表示されます。
- ② P5～6「4 『更正の請求・修正申告前の課税額の入力』画面」において入力した収入金額や所得金額などが表示されます。

更正の請求書・修正申告書作成編

6.2 更正の請求・修正申告額の入力方法について

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年度 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。

更正の請求・修正申告前に入力した内容についても、更正の請求額が修正申告額を正しく計算するため、再度入力してください。

訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。

なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。

入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。

項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】（総合課税）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
収入金額	円	円	円
所得金額	円	円	円
不動産所得	円	円	円
土地等の取得のために要した負債の利子の額	円	円	円
給与所得	円	円	円
区分	円	円	円
所得金額	円	円	円

↓

令和元年度 所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー マイナンバーカード

よくある質問 よくある質問の検索 検索

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

不動産所得の入力

収支内訳書から次の項目を入力してください。

収入金額 所得金額

円 円

○ 不動産所得の金額が赤字の方（黒字の場合入力不要です。）

「土地等取得のために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した方は、右の金額欄に当該金額を入力してください。

円

「被災事業用資産の損失」がある方は右のボタンをクリックして入力してください。 →被災事業用資産の損失の詳細はこちら

入力する

入力内容をクリア < 戻る 入力終了(次へ) >

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「入力確認」欄が空欄となっている項目のリンク文字（事例では「不動産所得」）をクリックし、更正の請求・修正申告の内容を入力してください。
- ② 入力画面（事例では「不動産所得」の入力画面）が表示されます。
 なお、更正の請求・修正申告において変更しない項目についても、税額等の計算に必要なため、各項目名称をクリックして、入力画面を開き、確定申告書の控えなどを参考にして更正の請求・修正申告前の詳細な内容を入力してください。
- ③ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

6.3 更正の請求・修正申告額の入力終了

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告書の運送税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。
更正の請求・修正申告額を入力した内容についても、更正の請求額が修正申告額を正しく計算するため、再度入力してください。
訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告額の内容を入力してください。
入力が必要な項目ごとの「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】（総合課税）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
不動産所得	収入金額	500,000円	円
	所得金額	200,000円	円
	土地等の取得に要した負債の利子の額	円	円
給与所得	収入金額	7,140,000円	7,140,000円
	所得金額	5,226,000円	5,226,000円
合計	5,426,000円		

【所得から差し引かれる金額】（所得控除）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
社会保険料控除	911,504円	入力済み	911,504円
生命保険料控除	50,000円	入力済み	50,000円
地震保険料控除	21,000円	入力済み	21,000円
勤労学生、障害者控除	270,000円	入力済み	270,000円
配偶者控除	380,000円	入力済み	380,000円
配偶者特別控除	0円	入力済み	円
扶養控除	380,000円	入力済み	380,000円
基礎控除	380,000円		円
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計	2,392,504円		円
医療費控除	100,000円	入力済み	円
養老金控除	198,000円	入力済み	198,000円
所得から差し引かれる金額の合計額	2,690,504円		円

【税金の計算】（税額控除）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
政党等寄附金等特別控除	0円	入力済み	円
納める税金	179,600円		200,000円
還付される税金	円		円

【その他】

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
配偶者の合計所得金額	円	更新あり	円

追加訂正等項目を再選択する

※「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックすると、「戻る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります。

< 戻る 請求額・申告額を計算する >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時的保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時的保存（作成を中断する場合）

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 権限範囲 Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 項目がリンク文字となっていない「合計」、「納める税金」及び「還付される税金」以外の項目の「入力確認」欄が全て「入力済み」又は「更新あり」になっていることを確認してください。

なお、「入力済み」又は「更新あり」となっている項目のリンク文字をクリックすることで、入力画面を表示して金額を訂正することができます。

- ② 「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

7 「更正の請求・修正申告内容の見直し」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和元年度 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

トップ画面 事前準備 申告書の作成 申告書の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 更正の請求・修正申告書の入力 追加訂正等 項目の選択 更正の請求・修正申告書の入力 更正の請求・修正申告書の入力 住所・氏名 入力

更正の請求・修正申告内容の見直し

「エラー内容等」欄を確認していただき、エラー等で訂正が必要な項目がある場合は、訂正する項目の名称をクリックして、書き替える画面で更正の請求・修正申告書の金額に訂正してください。
全ての訂正が完了したら、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】（総合課税）

項目	更正の請求・修正申告書の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告書の金額
収入金額	30,110,000円			
所得金額	30,100,000円	入力済み		
土地等の取得に要した負債の利息の額				
収入金額	7,140,000円			7,140,000円
所得金額	5,226,000円	入力済み		5,226,000円
合計	35,316,000円			

【所得から差し引かれる金額】（所得控除）

項目	更正の請求・修正申告書の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告書の金額
社会保険料控除	911,504円	入力済み		911,504円
生命保険料控除	50,000円	入力済み		50,000円
地震保険料控除	21,000円	入力済み		21,000円
勤労学生・障害者控除	270,000円	入力済み		270,000円
配偶者控除	0円	入力済み		380,000円
配偶者特別控除	0円	入力済み		
扶養控除	380,000円	入力済み		380,000円
基礎控除	380,000円			
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計	2,012,504円			
医療費控除	100,000円	入力済み		
寄付金控除	198,000円	入力済み		200,000円
所得から差し引かれる金額の合計額	2,310,504円			

【税金の計算】（税額控除）

項目	更正の請求・修正申告書の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告書の金額
(特定増徴等)・住宅借入金等特別控除	0円	エラー	控除の適用要件に該当しません(合計所得金額3,000万円超)(5TE331)詳しくはこちら	
控除等加算等特別控除	0円	入力済み		
納める税金	10,475,600円			
還付される税金				20,214円

【その他】

項目	更正の請求・修正申告書の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告書の金額
配偶者の合計所得金額		更新あり		
未成年で差し引く課税額減額	10,000円	入力済み		

追加訂正等項目を再選択する

※「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックすると、「戻る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に移ります。

作成を中断する場合は、右の「入力データの一時的保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

請求額・申告額を計算する

入力データの一時的保存（作成を中断する場合）

- 「エラー」の場合は次のように表示されます。
このままでは先に進めませんので、エラー内容等を確認し、訂正入力をしてください。

入力確認	エラー内容等
エラー	控除の適用要件に該当しません(合計所得金額3,000万円超)(5TE331)詳しくはこちら

- 「確認」の場合は、次のように表示されます。エラー内容等を確認し、誤りがなければそのまま先へ進んでください。

入力確認	エラー内容等
確認	所得金額を修正することにより控除額が変わる可能性があります。(5TW220)詳しくはこちら

① 「入力確認」欄及び「エラー内容等」欄にエラー等の表示がないか確認してください。

- 「入力確認」欄に「エラー」と表示されている場合は、訂正しないと先へ進めませんので、内容を確認し、訂正してください。

※ 訂正する項目のリンク文字をクリックすると画面が表示されますので、金額等を訂正します。

- 「入力確認」欄に「確認」と表示されている場合は、内容を確認し、訂正が必要な場合には入力してください。

② 「エラー内容等」を確認・訂正後、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。

8 「更正請求内容・修正申告内容の確認」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等 入力 更正の請求・修正申告 前の課税額の入力 追加訂正等 項目の選択 更正の請求・修正 申告額の入力 更正の請求・修正申 告の内容入力 住所・氏名 等入力

更正請求内容・修正申告内容の確認

① 入力内容から自動計算した結果【更正の請求書】を作成します。
更正の請求により還付を請求する税額(減少する税額)は、
20,400円です。
(注) 税務署における調査(審査)の結果、金額が異なる場合があります。

入力内容の内訳は次のとおりです。
入力に誤りがなければ、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックして、
入力内容を訂正する場合は、「<戻る」ボタンをクリックして、入力

更正の請求により還付を請求する税額や修正申告により新たに納付すべき税額が表示されます。
入力内容に誤りがなく、更正の請求・修正申告後の納付すべき税額が更正の請求・修正申告前の納付すべき税額と同じ場合には、更正の請求や修正申告の必要がないと思われるので、次の文言が表示されます。

更正請求内容・修正申告内容の確認

入力に誤りがなければ、更正の請求又は修正申告の必要がないと思われます。
更正の請求又は修正申告の詳細は、所轄の税務署にお問い合わせください。

更正の請求・修正申告後の納付すべき税額が、更正の請求・修正申告前の納付すべき税額と同じ場合などで、更正の請求や修正申告の必要がないと思われるときは、「入力終了(次へ)」ボタンではなく、「作成を終了する」ボタンが表示されます。
クリックすると確定申告書等作成コーナートップ画面へ戻ります。

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 連携環境 Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY

項目	収入金額	所得金額
不動産所得		
給与所得		
区分		
総所得金額		

項目	収入金額	所得金額
社会保険料控除		
生命保険料控除		
地震保険料控除		
勤労学生・障害者控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除		
扶養控除		
基礎控除		
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計	2,591,504	2,591,504
医療費控除		
寄附金控除		
所得から差し引かれる金額の合計額	2,690,504	2,690,504

項目	更正の請求・修正申告前の金額	更正の請求・修正申告後の金額	差引金額
税額控除を差し引く前の所得税額		176,000	176,000
政党等寄附金等特別控除		0	0
再差引所得税額(基準所得税額)		176,000	176,000
復興特別所得税額		3,696	3,696
源泉徴収税額		0	0
申告納税額		179,600	179,600
納める税金	200,000	179,600	-20,400
還付される税金			

① 更正の請求や修正申告により新たに還付される又は納付すべき税額が表示されていますので確認してください。

※ 訂正する項目がある場合には、「<戻る」ボタンをクリックすると P17「6 『更正の請求・修正申告額の入力』画面」に戻りますので、訂正する項目のリンク文字をクリックし、画面を表示して訂正してください。(⇒次ページへ続く)

- ② 「入力終了（次へ）＞」 ボタンをクリックしてください。

入力した内容が更正の請求の場合は P23 「9 『更正の請求をする理由等の入力』画面」へ、修正申告の場合は P25 「10 『修正申告によって異動した事項の入力』画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

9 「更正の請求をする理由等の入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告書の送附の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求をする理由等の入力 住所・氏名等入力

更正の請求をする理由等の入力

以下の内容を入力してください。
入力が終了したら、画面下の「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

更正の請求をする理由等の入力

☐ 請求の目的となった申告又は処分の種類
【必須】

確定申告

☐ 申告書を提出した日、処分の通知を受けた日
【必須】

令和 2 年 2 月 17 日

☐ 更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等
(各欄全角40文字以内、合計全角80文字以内)
【必須】

更正の請求をする理由、事情の詳細等について、以下に入力してください。

医療費控除計上漏れ 10万円

☐ 添付した書類
(全角40文字以内)
【任意】

添付した書類について、以下に入力してください。
なお、提出が必要な書類等については、別途管轄の税務署に提出してください。

加算税の入力（任意）

加算税額が分かる場合、以下を入力してください。
(加算税の該当がない場合は、入力の必要はありません。)
なお、加算税額は、税務署からの通知により決定されます。

項目	更正前の金額	更正後の金額
加算税		
重加算		

控除対象扶養親族の人数の入力【該当ある場合は必須】

更正の請求前と更正の請求における控除対象扶養親族の人数を入力してください。
なお、今までの入力内容から人数が判定できる箇所は、自動で人数を判定していますので、入力することができません。訂正等が必要な場合は、「戻る」ボタンにて該当の画面まで戻っていただき、内容の訂正等をしてください。

控除対象扶養親族の人数（更正の請求前） 1 人

控除対象扶養親族の人数（更正の請求後） 1 人

結果の通知方法の選択（任意）

税務署では、提出された更正の請求に係る税額等について調査し、請求が適正であるか等を審査した上、後日その結果を通知します。
この通知について、書面による受け取りに代えて、e-Taxによる受け取りを希望される方はチェックしてください。

☐ e-Taxによる通知を希望する

※ e-Taxによる通知を希望された方に対する通知書は、e-Taxの受付システムにログインして確認することができます（通知書の内容を確認するためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です。）。

[確認方法はこちら](#)

※ 通知の内容によってe-Taxによる通知ができない場合には、書面で通知書等が送付されます。

< 戻る 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存（作成を中断する場合）

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 更正の請求をする理由、事情の詳細等を入力してください。

- ② この項目は、提出方法の選択（P1「1 作成開始」の②）において、「e-Tax で提出 マイナンバーカード方式」を選択した場合のみ表示されます。

更正の請求書を提出した後に、税務署で審査の上、後日、通知される審査結果について、書面による受取に変えて、e-Tax による受取を希望される場合は、「e-Tax による通知を希望する」にチェックをしてください。

なお、e-Tax により受け取る通知書は、e-Tax の受付システムにログインして確認することができます。

- ③ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、P28「12 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

10 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年度 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告書の確認の入力 追加訂正等項目の確認 更正の請求・修正申告書の入力 修正申告によって異動した事項の入力 住所・氏名等入力

修正申告によって異動した事項の入力

次の各欄に修正申告によって異動した事項のみを入力してください。入力欄が足りない場合は、まとめて入力してください。
例：「所得の種類」欄 「不動産、給与所得」

○ 所得金額に関する事項

所得の種類 (全角10文字以内)	種目・所得の生ずる場所 (全角26文字以内)	収入金額 (半角13桁以内)	必要経費 (半角13桁以内)
不動産	家賃〇〇市△△町1-2-3	5,000,000	3,000,000
異動の理由 (全角30文字以内)	家賃収入計上漏れ		

※ 「種目・所得の生ずる場所」欄の欄面上表示できる文字数は15文字です（申告書には26文字印刷可能です。）。

○ 事業専従者に関する事項

氏名 (全角30文字以内)	氏名 (全角30文字以内)
異動前 (半角9桁以内)	異動前 (半角9桁以内)
異動後 (半角9桁以内)	異動後 (半角9桁以内)

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類 (全角15文字)	所得控除額 (半角9桁以内)	異動の理由 (全角15文字以内)

○ 税金の計算に関する事項

税額控除等の種類 (全角15文字)	税額控除額等 (半角9桁以内)	異動の理由 (全角15文字以内)

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税		事業税	
配当に関する住民税の特例 (半角9桁以内)		所得金額	
非居住者の特例 (半角9桁以内)		所得金額	
配当割額控除額 (半角9桁以内)		所得金額	
株式等譲渡所得割額控除額 (半角9桁以内)		所得金額	
寄附金税除 (半角9桁以内)	100,000	所得金額	50,000
住所等の共通基金金、日本支部・都道府県、市区町村分 (特別控除対象以外) (半角9桁以内)	20,000	所得金額	30,000
非課税所得など		所得金額	
損益通算の特例適用前の不動産所得 (半角9桁以内)		所得金額	2,000,000
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 (半角9桁以内)		所得金額	100,000
事業用資産の減価償却など (半角9桁以内)		所得金額	
異動の理由 (全角15文字以内)			

①

② 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存 (作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 掲載情報

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 修正申告によって異動した事項に関する異動の理由等を入力してください。

② 「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックします。

各種の所得金額の合計額が二千万円を超える場合は、P26「11 『財産債務調書の作成』画面」へ進みます。

二千万円を超えていない場合は、P28「12 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

11 「財産債務調書の作成」画面

11.1 「財産債務調書」を作成する場合

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等 入力 更正の請求・修正申告 前の課税額の入力 追加訂正等 項目の選択 更正の請求・修正 申告額の入力 修正申告によって異 動した事項の入力 住所・氏名 等入力

財産債務調書の作成

「財産債務調書について」の該当の有無をチェックし、入力する場合は、下に表示される「財産債務調書を作成する」をクリックしてください。

なお、すでに財産債務調書を提出された方で、今回の修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、「該当しない」を選択し、「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

i 財産債務調書について

所得金額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産などを有する方は、財産債務調書を提出する必要があります。

上記基準に該当する方で、財産債務調書を作成される方は以下にチェックをし、「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックしてください。

☒ 該当する

☐ 該当しない

財産債務調書を作成する

< 戻る **入力終了(次へ)>** ✕

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存（作成を中断する場合）

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

各種の所得金額の合計額が二千万円を超えた場合、「財産債務調書の作成」画面が表示されます。

財産債務調書の提出基準に該当する場合は、「該当する」をチェックし、「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックし、P27「11.2 『財産債務調書』の作成」へ進みます。

※ 「財産債務調書」を手書きなどで別途作成される場合や、既に提出されている場合等は「入力終了（次へ）」ボタンをクリックし、P28「12 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

12 「住所・氏名等入力」画面

① 郵便番号を入力し、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、住所及び税務署名が自動で入力されます。

郵便番号から住所入力

更正の請求により還付を請求する税額（戻りする税額）は **20,400円** です。
税額における消費税（源泉）の税額、金額が異なる場合があります。

受取方法の選択 ※

還付金の受取りには、銀行口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に振込み）。
入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。

☐ ゆうちょ銀行以外の銀行への振込み
☐ ゆうちょ銀行への振込み
※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合
ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局名 (全角12文字以内)

制約文字数：郵便番号は〒の付いた文字（マンション名等）は省略して入力しても差し支えありません。

納税情報 ※

住所又は事業所等 郵便番号

郵便局 埼玉県 市町村 所沢市
郵便番号から検索できなかった方は、こちらから郵便局名や市区町村を選択してください。
（郵便局名市町村と合計で全角28文字以内）
国市1-7 (全角28文字以内)
ア(イート名、町名)
令和2年1月1日の住所は上記と同じですか？
☐ はい ☐ いいえ

申告書提出する税務署

提出先税務署 ※ 郵便局 埼玉県 税務署名 所沢市
リストから選択可能な税務署、税務署名を選択してください。
税務署名 (半角数字8桁)
01234567
税務署から送付された申告書等により税務署名が自分からなる場合は入力してください。
[この資料を入力してください。](#)

提出年月日 令和 年 月 日

氏名等

氏名(カナ) セイ (全角11文字以内) メイ (全角11文字以内)
コクセイ タコウ

氏名(漢字) 姓 (全角10文字以内) 名 (全角10文字以内)
国昭 太郎

性別 ☒ 男 ☐ 女

電話番号 (半角数字合計14桁以内) 連続先区分
1111 1111 1111 自宅

世帯主の氏名 (全角11文字以内)
国昭 太郎

世帯主からみた続柄 (全角5文字以内)
本人

職業 (全角11文字以内)
会社員

届出・番号 (全角30文字以内)
国昭太郎 X

② 「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

ご自身が世帯主

提出先税務署を選択します。
※ 郵便番号から住所を検索した場合などは、自動で表示されます（一部を除く。）。

住所の続きを入力します。

申告する年分の翌年1月1日における住所について選択します。

氏名などを入力します。

「ご自身が世帯主」ボタンをクリックすると、「氏名」欄の名前をコピーして「世帯主の氏名」欄に表示し、「世帯主からみた続柄」欄に「本人」と表示します。

- 住所・氏名等を入力してください。
【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。
なお、事前に住所・氏名等を入力、情報検索されている場合は、あらかじめ表示されている項目があります。
- 「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

13 「マイナンバーの入力」画面

国税庁
令和元年分 所得税

マイナンバー
カード

更正の請求書・修正申告書
作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

マイナンバーの入力

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > **申告書等の作成** > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー（半角数字12桁）	入力値を表示する
1	国税 太郎	本人	昭和25年3月2日	●●●● ●●●● ●●●●	☐

!

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る

次へ進む

[お問い合わせ](#)
[個人情報保護方針](#)
[利用規約](#)
[推奨環境](#)

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

表示されている方のマイナンバーを入力し、入力が終了したら、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

この画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。